- 4 なお、適切な執行を図る観点から、実施要領において、
 - ① 事業者に処遇改善の計画をすべての介護職員に周知させることによる労使間の透明性の確保
 - ② 事業者に対する本交付金に関する書類を実績報告後5年間保存することの義務づけ
 - ③ 虚偽・不正の手段により本交付金を受給した事業者への支給 停止等規定

等の措置を講じているので、都道府県におかれては、こうした制度の趣旨について、管内の事業者及び介護職員に対し周知を図られたい。

(答2) 法定福利費等について

- 1 法定福利費等の事業主負担分の増加額の合理的な計算方法については、
 - ① 職員の就業形態・収入等によりに加入する社会保険等が異なること
 - ② 加入する保険者によって適用される保険料率や、事業主と労働者間の負担割合も異なること
 - ③ その計算方法もそれぞれの制度ごとに様々であること(標準報酬・賃金月額)

から、国として一律に乗率等の計算方法を示すことは考えておらず、各事業者の実態に応じて妥当と判断される方法により算定していただきたいと考えている。

2 なお、合理的な方法とは例えば、当該制度に職員が加入しているかどうか、賃金改善の実施時期及び方法を勘案した上で、賃金改善所要額に各制度の保険料率を乗じる方法等が考えられる。